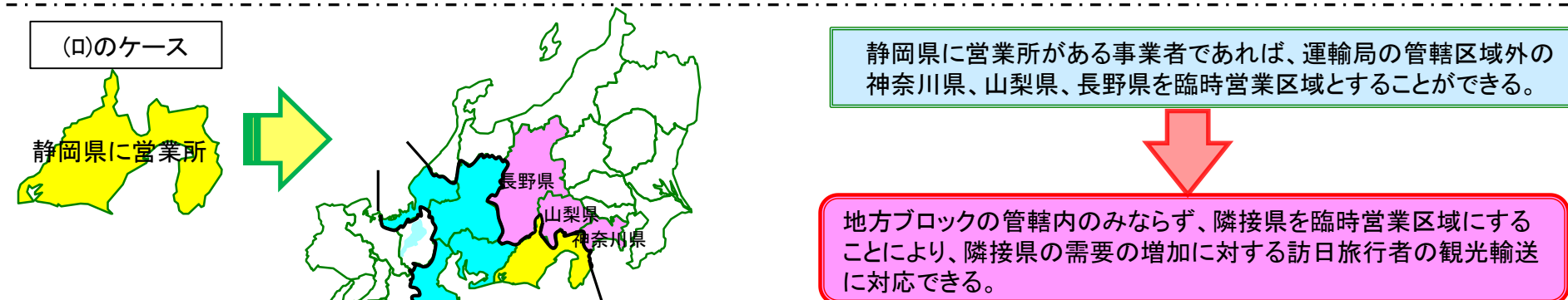
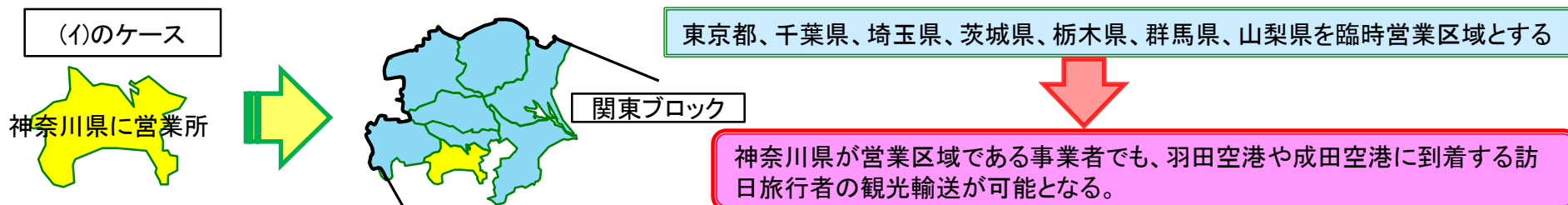


訪日外国人旅行者は、平成27年には1,971万人となり、平成28年に入っても増加傾向にある。今後も貸切バスの旺盛な需要が見込まれることから、安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の需要に適切に対応するため、訪日外国人旅行者向け臨時営業区域について、平成29年3月末まで設定できることとしている。

※認定事業者数:420者 車両数:6,894台 (平成28年8月31日現在)

## 特例措置の内容

- ① 対象事業者 → 日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定(日バスSafety)を受けた事業者で、法令遵守の点で問題のない事業者
- ② 営業区域 → (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする。(H26年度より実施)  
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とすることができる。(H27年度より実施)



③ 対象旅客 → 訪日外国人旅行者      ④ 期間 → 認可日より平成29年3月末まで